

2021.8.1

新型コロナウイルス感染症に関する情報 No43

新型コロナウイルス感染症については、東京に緊急事態宣言が適用された7月12日以降も感染拡大が続き、27日以降は首都圏や大阪などにおいて、これまでにない急激なスピードで感染が拡大しています。感染力の強いデルタ株への置き換わりが急速に進んでおり、このまま感染者数の増加が止まらなければ、重症者数も更に増加し、病床のひっ迫が進む可能性があります。

こうした中、7月30日、政府は午前中に「新型インフルエンザ等対策推進会議 基本的対処方針分科会（第12回）」（尾身茂会長）に、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府を緊急事態措置の区域に、北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県をまん延防止等重点措置の区域に追加し、期間を8月31日までにする事等を内容とする基本的対処方針の変更案を諮り、了承されました。

これを受け、政府は同日夕刻、「第71回新型コロナウイルス感染症対策本部」を開催し、緊急事態宣言の期間延長及び区域変更、まん延防止等重点措置に関する公示の改正と基本的対処方針の改正等を決定しました。

緊急事態宣言区域は東京都と沖縄県に加え埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府がまん延防止等重点措置区域から移行しました。まん延防止等重点措置区域は、移行した府県が外れ、北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県が新たに追加されました。期間はいずれも8月31日までとされました。

今回は緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の変更、基本的対処方針の変更等について紹介いたします。

引き続き厳しい状況下での事業運営が続くと考えられますが、具体的な課題や要望等があれば、事務局まで情報提供頂くようお願い致します。

1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところですが、下記のとおり 7 月 30 日に緊急事態措置を実施すべき期間を延長するとともに区域が変更され、8 月 2 日から適用されます。

●緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 25 日(沖縄県については、同年 5 月 23 日、東京都については 7 月 12 日)から 8 月 31 日までとする。

●緊急事態措置を実施すべき区域

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県の区域とする。

2 新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の全部変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 3 項の規定に基づき、7 月 30 日に 4 月 1 日の公示の全部が次のように改正され、8 月 2 日から適用されます。

●まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和 3 年 8 月 2 日から 8 月 31 日までです。

●まん延防止等重点措置を実施すべき区域

北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県の区域とする。

3 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について

7 月 30 日(金)に改訂された基本的対処方針の主な変更点は、①上記 1、2 の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の実施期間や区域の変更、②特定都道府県(緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県)においては外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で行うなど外出自粛を徹底すること、③まん延防止等重点措置区域における飲食店での酒類提供については、引続き原則禁止ですが、感染が下降傾向にある場合にのみ、地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断で「一定の要件」を満たした店舗において 19 時まで提供できると要件を厳しくしたこと、
等です。

基本的対処方針等は以下の URL から入手出来ます。

基本的対処方針（令和 3 年 7 月 30 日変更）

(https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210730.pdf)

基本的対処方針新旧対照表

(https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20210730.pdf)

「国民の皆さんにお伝えしたいことのポイント」は以下の URL です。

(<https://corona.go.jp/emergency/>)

※なお、まん延防止等重点措置区域における、飲食店での酒類提供等を内容とする「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」との題名の事務連絡が、7 月 30 日付で、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から都道府県知事や各省庁担当課室宛に発出されています。（以下の URL から入手できます。）

(https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210730.pdf)

(参考)

上記事務連絡で引用されている「まん延防止等重点措置区域における酒類提供について」6 月 17 日付け事務連絡については、以下の URL です。

(https://corona.go.jp/news/pdf/inshoku_taisaku_20210617.pdf)

以上です

【本件のお問合せ先】

企画調査部 武石 (takeishi@shokusan.or.jp 03-3224-2365)

池田 (ikeda@shokusan.or.jp 03-3224-2379)

【国への要望の送信先】

メールの場合: jfia-kikaku@shokusan.or.jp

FAXの場合: 03-3224-2398